

投票所におけるバリアフリー法令等関係説明資料

【障害者基本法の一部を改正する法律【抜粋】 平成 23 年 7 月 29 日成立】

平成 23 年 8 月 5 日公布

選挙等における配慮【新設】（第 28 条関係）

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

【総務省：投票所のバリアフリーなど投票環境の改善についての今後の方向性】

障がい者や高齢者の方々が投票しやすい環境をつくるため、次の内容について、総務省は、4月の統一地方選挙や国政選挙に際して、各選挙管理委員会に要請する。

- ・ 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間において、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求められることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずる
- ・ 投票所において、できる限り障がい者が利用しやすい駐車場を確保するよう努める
- ・ 投票所において、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮など、障がい者や高齢者の方々がより投票しやすい設備や備品を準備する
- ・ 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる方には人的介助が可能であることについて、障がい者や高齢者の方々に周知する
- ・ 自書ができない方については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知する
- ・ 投票所において、プライバシーの確保等に留意した上で、障がい者や高齢者の方々に親切で丁寧な対応ができるよう十分配慮する・ 中山間地域等における高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保に十分配慮する

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成 25 年 6 月 30 日施行

【成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律】

平成 25 年 6 月 30 日施行

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなります。

また、この改正では、併せて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、投票に係る事務に従事する者に限定されるとともに、病院、老人ホーム等における不在者投票について、外部立会人を立ち合わせること等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務規定が設けられました。